

前橋市における空家等対策の推進に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会（以下「乙」という。）は、前橋市内における空家等対策の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をして、前橋市における空家等対策の推進を図ることにより、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 法第3条に規定する所有者又は管理者をいう。

（連携事業）

第3条 甲及び乙は、相互に連携・協力をして、次に掲げる事業を行う。

- (1) 所有者等に対する空家等の相談に関する事業
- (2) 特定空家等の発生を予防するための啓発事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事業

（甲が行う業務）

第4条 甲は、次の業務を行うものとする。

- (1) 前橋市内の空家等に関し所有者等から相談を受けた場合、必要に応じ、乙を紹介するものとする。
- (2) 特定空家等の発生を予防等に関する啓発事業の実施について企画するとともに、市民に周知するものとする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務を行うものとする。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、次の業務を行うものとする。

- (1) 前条第1号の規定により甲から紹介された所有者等に対し、その意向に応じて乙の所属会員を選定し、当該所有者等に紹介するものとする。
- (2) 甲が実施する空家等に関する施策に協力するものとする。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲に対し、第1条の目的を達成するために必要な施策に関する提言を行うものとする。

（秘密の保持）

第6条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第7条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月18日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長

山手龍

群馬県前橋市元総社二丁目5番地3
一般社団法人群馬建築士会

会長

田仲豊

